

第3号被保険者期間に係る年金の裁定請求の審査に関する経緯について

職員向けの手引、マニュアル等	通知	備考
<p>○「国民年金老齢給付市町村事務取扱準則」〈市町村における事務〉 (昭和46年8月に通知され、以後、逐次改定) (各都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知)</p> <p>・市町村における老齢給付に関する事務の取扱いを定めたもの</p> <p>・裁定請求書の処理について、「裁定請求書の記載及び添付書類に不備がないか確認する」とされているのみで、<u>第3号被保険者期間の審査について具体的な記載はない。</u></p> <p>○昭和61年4月「国民年金・厚生年金保険・船員保険 年金裁定請求書の進達事務の手引」〈社会保険事務所における事務〉 (社会保険庁年金保険部業務第一課・第二課)</p> <p>・社会保険事務所(都道府県知事)から業務第二課(社会保険庁長官)に進達することとされた裁定請求書の点検・補正等の事務取扱いを定めたもの</p> <p>・裁定請求書の点検・補正は点検・補正要領により行うこととされているが、<u>第3号被保険者期間の審査について具体的な記載はない。</u></p> <p>○昭和62年2月「国民年金・厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領(裁定編)」 (社会保険庁年金保険部業務第一課・第二課)</p> <p>・社会保険事務所におけるオンラインシステムによる裁定の実施(昭和62年2月)に当たり、当該システムを使用して行う裁定業務の審査・補正方法等の取扱いを定めたもの</p> <p>・裁定請求書の審査について、「裁定請求書の記載内容及び添付書類について適正か確認」とされ、具体的な審査補正方法を定めているが、<u>第3号被保険者期間の審査について具体的な記載はない。</u></p>	<p>○平成6年3月「国民年金事業の推進について」 (都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部企画・年金管理課長、年金指導課長通知)</p> <p>・国民年金事業の推進に当たって留意すべき基本的な事項を取りまとめたもの</p> <p>・年金給付の適正化として、「裁定請求書の受付・審査に当たっては、被保険者期間の脱漏を防止するため、被保険者期間の確認を十分に行うこと。その場合、<u>第3号被保険者であった期間があるときは、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な被保険者期間の確認を行うこと。</u>」</p> <p>○平成7年3月「国民年金第3号被保険者に係る特例届出の勤奨事務の実施について」 (都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部年金指導課長通知)</p> <p>・第3号被保険者期間の特例届出の周知、勤奨を実施するもの</p> <p>・「年金受給権の裁定請求書の受付・審査に当たって、請求者が第3号被保険者期間を有するときには、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入記録と突合し、<u>第3号被保険者期間の確認、整備を行うとともに、未算入期間保有者については施行日以後特例届出を行うよう指導を徹底されたいこと。</u>」</p>	<p>○昭和61年4月 第3号被保険者制度の施行 〔裁定請求の審査実施機関〕</p> <p>○昭和61年4月以降、</p> <p>① 第2号被保険者期間を有していない者(=第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間のみ)の裁定請求は、市町村で受理・審査を実施。その後、社会保険事務所に進達し、社会保険事務所で審査後、裁定。</p> <p>② 第2号被保険者期間を有している者の裁定請求は、社会保険事務所で受理。社会保険事務所等で審査を行い、裁定。</p> <p>○平成14年4月以降は、地方分権一括法の施行に伴い、第1号被保険者期間のみを有する裁定請求について市町村が受理・審査し、社会保険事務所に送付することとなった。</p> <p>〔配偶者に係る厚生年金期間の確認方法について(基礎年金番号導入前)〕</p> <p>・裁定請求書の様式には、配偶者の厚生年金の加入状況や記号番号の記載欄はなく、配偶者の厚生年金の加入状況を確認するためには、裁定時に配偶者等から記号番号を出してもらい確認する必要があった。</p> <p>○平成7年4月 3号特例届出の施行 (第3号被保険者等が平成7年4月から平成9年3月までの間に届出を行うことによって、保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間が納付済期間に算入されることとなった。)</p> <p>○平成9年1月 基礎年金番号制度の施行 〔配偶者に係る厚生年金期間の確認方法について(基礎年金番号導入後)〕</p> <p>・基礎年金番号導入後は、裁定請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する欄が設けられ、当該番号を入力することにより窓口装置(WM)から配偶者の厚生年金の加入状況を確認できるようになった。</p>
<p>○平成18年10月「社会保険業務処理マニュアル 国民年金・厚生年金保険 年金給付」 (社会保険業務センター)</p> <p>・職員が申請者の受付や書類の内容審査を行う際の日常業務に活用するためのもの。</p> <p>・裁定請求書を受け付けた際の対応として、「窓口装置の記録により、<u>国民年金第3号被保険者記録との整合性を確認する。</u>」</p> <p>○平成23年4月「業務処理要領【マニュアル】年金給付」の改正 (日本年金機構)</p> <p>・第3号被保険者の記録不整合問題を受け、年金裁定請求時の審査の徹底が求められていることからマニュアルの改正を行ったもの</p> <p>・「第3号被保険者期間があるときは、請求者と配偶者それぞれの配偶者記録のハードコピーを出力する。 それにより、<u>配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な被保険者期間の確認を行う。</u>」</p> <p>・「第3号被保険者の収入が認定基準を超え医療保険の扶養から外れている場合もあるため、<u>医療保険(機構で確認できる情報に限る。)</u>における被扶養者記録のハードコピーを出力し、<u>確認を行う。</u>」</p>	<p>○平成18年10月 社会保険業務処理マニュアルの作成 (これまで社会保険事務所における事務処理については、オンラインシステムに係る業務取扱要領は整備されていたものの、窓口受付や申請書等の審査業務に係るマニュアルは全国統一版が作成されていなかったことから、業務処理の全国標準化を図ることを目的として作成。)</p> <p>○平成22年1月 日本年金機構発足 〔機構発足後の職員向けマニュアルについて〕</p> <p>・日本年金機構発足に当たり、社会保険業務処理マニュアルをベースに変更・修正が行われた。</p>	